

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年9月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月6日から20年9月1日まで

昭和19年4月にA社に入社し、木工部に終戦まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月6日とされている。

同じ会社で変わりなく働いており、また、戦時中に入社してから1か月で退職できるものではないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が、「申立人とは同じ寮で一緒に生活し、A社B製作所で終戦まで共に働いた。」と証言している上、申立人が記憶している申立期間当時の当該事業所での状況は具体的であるところ、その内容は、複数の同僚証言及びC市中央図書館が所蔵する文献の内容とも一致することから、申立人は、申立期間において継続して当該事業所に勤務していたと認められる。

一方、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は記載されていない。

また、当該被保険者名簿においては、申立人と同様に、資格喪失日が記載されていない同僚が多数確認できるところ、当該同僚のオンライン記録の資格喪失日は、そのほとんどが当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和20年9月1日）とされている。

このことについて、日本年金機構は、「健康保険労働者年金保険被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない理由は不明であるが、戦時中の記録であって、被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない場合には、一般的に事業所

の全喪日を資格喪失日とする取扱いがあった。」としていることから、当時の社会保険事務所における、申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月1日から48年1月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年9月1日、資格喪失日に係る記録を48年1月29日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から48年4月9日まで

A社の役員を紹介により当該事業所に就職し、Bの仕事をしていた。当時の社員旅行の写真もある上、給与から厚生年金保険料が引かれていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 申立期間後に勤務した事業所に保管されていた申立人の履歴書に、「昭和46年9月A社入社(C課勤務)、48年4月A社退社」と記載されていること、ii) 申立人が所持するA社における社員旅行の集合写真に「S46.9.28 D A社」と書かれた看板と申立人が写っており、また、別の集合写真は47年9月か10月の社員旅行の時のものと元同僚の証言があること、及びiii) 当該事業所の元役員及び元同僚の当該事業所に勤務していたとの証言があることから、申立期間当時、当該事業所C課に勤務していたことが認められる。

また、A社の取締役であった工場長は、「原則3か月の試用期間を設けていたが、試用期間と厚生年金保険の加入とを関係付けてはいなかった。社員、準社員は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたので、申立人が被保険者になっていなかったと聞いて驚いている。厚生年金保険料を控除されていたと思っていた。」と証言しているところ、申立期間当時、C課に所属していたと

する元同僚7名（申立人を除く。）全員に厚生年金保険被保険者としての記録が確認でき、このうち5名は、入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、残りの2名も入社した翌月に資格を取得している。

さらに、申立人が当該事業所を一緒に退職したとする元同僚の雇用保険の記録によると、当該元同僚は昭和48年1月28日にA社を離職したことが確認できる上、そのほかの複数の元同僚が、申立人は同年1月末日の少し前に退職した旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月1日から48年1月28日までの期間において当該事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同じC課の業務に従事していた元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該事業所の当該期間に係る被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から47年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年1月29日から同年4月9日までの期間については、元同僚に聴取しても申立人の当該期間に係る勤務実態に関する証言は得られない上、A社は既に解散しており、当該事業所の事業を継承したE社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は確認できないとしており、このほかに申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年11月から13年2月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、私の知らないうちに9万8,000円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から標準報酬月額34万円から38万円に見合う給与額を支給され、標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年3月1日から8年1月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を7年3月1日に、資格喪失日に係る記録を8年1月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年1月31日まで

平成6年2月1日から8年1月31日までA社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)で記録を確認したところ、勤めていた期間が空白となっていることが分かった。申立期間について、給与明細書があるので厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人は、当初、アルバイトで入社し、5、6か月間勤務した後一旦退職した。その後、平成7年1月に再就職し、1、2か月の見習期間を経て正社員となった。正社員は全て、雇用保険と厚生年金保険と一緒に取得させた。」と証言しているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、当該事業所において同年3月1日に雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所の元同僚は、「申立人のことを知っている。申立人と自分の勤務形態は一緒であり、会社が閉鎖するまで一緒に勤務していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚は、当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成8年1月31日)に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が所持するA社の平成7年4月及び同年8月の給与明細書に

より、申立人は、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間のうち、平成7年3月1日から8年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持していた給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年3月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年2月1日から7年3月1日までの期間については、上記のとおり、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、事業主及び元同僚は、いずれも「申立人は、当初、厚生年金保険被保険者資格を取得しないアルバイトとして勤務していた。」と証言している上、このほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月 21 日から 46 年 6 月 1 日まで
② 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 8 月 8 日まで
③ 昭和 50 年 8 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、A市のB又はA市内のC電車沿線にあった、D社、又はE社という不動産会社で働いていた。

申立期間②については、昭和 48 年 7 月 1 日にF社に店舗スタッフとして入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 49 年 8 月 8 日からとされている。

申立期間③については、G社の関連会社（Hグループ）数社に勤務した。採用当初はI社に勤務し、その後は、J社、K社、L社などに在籍し、L社では代表取締役まで務めた。

以上のおり勤務していたので、申立期間①から③までを、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務した事業所の名称及び所在地についての記憶が曖昧であることから、申立てに係る事業所が特定できないところ、オンライン記録により、申立人の主張に類似する名称で、申立期間①当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるM県内の 11 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、いずれの事業所の被保険者名簿においても、健康保険被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名について、記憶が無いとしているため、申立人の、申立期間①当時の勤務実態に関する同僚からの証言を得ることが

できない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が当該期間において、F社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同じ昭和49年8月8日であり、申立期間②において当該事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所において、申立人と同日（昭和49年8月8日）に被保険者資格を取得している同僚は、「入社当時、会社に社会保険は無く、しばらくして、営業部長から『社会保険に加入できるようになった。』と言われた。」と証言している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在は明らかでないことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、当該期間における勤務事業所の名称及び勤務期間等についての記憶が曖昧であるものの、当時在籍した可能性があるHグループの事業所として、K社、L社、I社、G社、J社を挙げている。

このうち、K社については、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間③の一部において、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該同僚は、「当時は、必ずしも全従業員が社会保険に加入していたわけではなかった。」と証言している。

また、当該事業所の事業主は、「申立人を記憶していない。また、当時の関係資料は保管していない。」としていることから、当該事業所における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

L社については、商業登記簿により、申立人が申立期間③の一部において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、L社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、当該事業所における当時の関係資料の所在は明らかでないことから、申立人の厚生年金保険料控除について確認できない。

G社及びJ社については、オンライン記録によると、いずれも申立期間③の後（G社は昭和54年4月13日、J社は平成13年8月21日）に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において当該両事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該両事業所は、当時の関連資料は保管していないとしていることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認できない。

I社については、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、当該事業所における当時の関係資料の所在は明らかでないことから、申立人の厚生年金保険料控除について確認できない。

なお、申立人は、N社及びO社も挙げているが、当該両事業所も、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 918

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

日本年金機構からの通知では、私が代表取締役で平成 8 年 8 月末に倒産した A 社での同年 4 月からの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられている。倒産は急だったが、従業員の給与に遅配はなく、社会保険料の滞納もなかった。報酬を引き下げる理由はなく、申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A 社が適用事業所でなくなった日（平成 8 年 7 月 21 日）の後の同年 9 月 12 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられている。

しかしながら、A 社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時の代表取締役であり、申立人の兄及び妻が取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「資金繰りが悪くなり、平成 8 年 8 月 * 日支払の手形を不渡りにして、同日に、妻にも黙って国外へ出国し 1 年間戻らなかった。遡及訂正処理については今回初めて知った。会社の代表者印は持って行かなかったのので、妻の代わりに事務をしていた姉が管理していた。」と述べているが、「姉や兄（取締役）、そして従業員には聞き取り調査をしないでほしい。」と強く希望していることから、当該遡及訂正処理の経緯について確認できない。

さらに、申立人は、「社会保険料の滞納は無かった。」としているが、同社が社会保険料を口座振替していた金融機関の取引明細を見ると、平成 7 年 12 月分の社会保険料の振替が確認できず、8 年 5 月分の社会保険料は同年 7 月 1 日に一旦振替されたものの同日に取り消され、それ以降の振替履歴は確認できな

い。

なお、同社の取締役であった申立人の妻は、「給与計算は私が行っていたが、社会保険関係は全て社労士に頼んでいた。平成8年2月頃から夫と別居し、会社には行っていなかった。遡及訂正時には入院していた。」と述べており、社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士は、「倒産時に社長は行方不明で、奥さんも具合が悪くなったということで、親戚の人（申立人の姉）と相談しながら従業員の退職に関する手続を行った。社会保険に関しては覚えていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該遡及訂正処理の時点において行方不明であったとしても、当時、事務処理を行っていた申立人の姉等から供述が得られない中で、会社の業務を執行する責任を負っていた代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

日本年金機構からの「厚生年金加入記録のお知らせ」を見ると、A社B支店への転勤時の標準報酬月額が2万4,000円となっているが、転勤前は3万3,000円であり、当時の給与額は覚えていないが、基本給は一貫して定期昇給していたので、転勤前より減額となることはありえない。

調査して、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、C社）人事部は、「転勤における資格取得時の標準報酬月額は、報酬額が残業手当や通勤手当などにより変動するため、従前と比較して等級が下降することも十分ありえる。また、残業時間が不明の場合は、本俸に通勤手当を加えて資格取得の届けを行っていた時期もあったと聞いている。なお、申立人のB支店への転勤時の本俸（2万3,020円）は当該標準報酬月額を割り込んではいない。」と回答している。

また、申立期間前後の3年間に同社B支店へ転勤した10人（申立人を含む。）の資格取得時の標準報酬月額を調査した結果、転勤前後の標準報酬月額が当時の上限額であるため比較できない3人を除く残り7人のうち、4人が転勤前に比べ標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、当該標準報酬月額が、本俸に通勤手当のみが加算された額に基づき決定されたものであるとすると、転勤前の標準報酬月額（残業手当が加算された額に基づき改定又は決定）より減額されていたとしても不自然とはいえない。

さらに、申立人が同支店で被保険者資格を取得してから6か月後の昭和38年7月に標準報酬月額が随時改定（当時の上限である3万6,000円に増額）されているが、当該事業所から提出された申立人の本俸の推移表によると、当該

改定は、同年4月の定期昇給額に残業手当等を加算した額に基づき改定されたものと考えられる。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。